

令和5年度 建築物における木材の利用の促進
に向けた措置の実施状況の取りまとめ(案)
【概要】

木材利用促進本部

令和5年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ概要

○都市（まち）の木造化推進法に基づき、木材利用促進本部は、毎年1回、国の基本方針に基づく措置の実施状況を公表（法第10条第7項）。

I 基本方針に基づく建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

建築物一般での木材利用促進

1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組

- (1) 木材利用方針の策定等
- (2) 建築物木材利用促進協定制度の活用
- (3) 木材の利用の促進の啓発と国民運動
- (4) 建築物への木材利用促進のための利用環境整備
 - ① 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
 - ② 住宅における木材の利用の促進
 - ③ 規制の在り方の検討等
 - ④ 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保
- (5) 建築物への木材利用の状況

公共建築物での率先した木材利用

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

- (1) 公共建築物の木造化について
- (2) 内装等の木質化について
- (3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた国の取組

- (1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催
- (2) 事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組
- (3) 技術基準類の整備等
- (4) 木造公共建築物の整備等に対する補助事業
- (5) 地方公共団体に対する働きかけ等
- (6) 木材利用促進に関する講習会、研修等の実施
- (7) 公共建築物の木造率

※ I-1において建築物一般に係る措置の実施状況について令和5年実績を示すとともに、I-2及び3において公共建築物に係る措置の実施状況について令和4年度実績を示している

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

- (1) 建築物一般での木材利用促進
- (2) 国が整備する公共建築物での木材利用推進

2 国が地方公共団体に対して講ずべき措置

I-1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組①

(1) 木材利用方針の策定等

- ・ 全都道府県と94%の市区町村が、木材利用方針策定
- ・ **新基本方針を踏まえて、木材利用方針を改定** (45都道府県、685市区町村が改定了(令和5年12月末時点))
- ・ 木材利用促進本部事務局「**建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ**」を設置し相談に対応
(令和5年2月の設置から1年間の相談件数:174件)

(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用

①協定制度の周知の取組

- ・ 制度説明のハンドブック更新や、講演や書誌等での**制度周知・活用の働きかけ**
- ・ 農林水産省HPに**相談・申入れ窓口設置**
- ・ 補助事業における**協定締結者への優先的支援**

②国及び事業者等の協定実績

- ・ 令和5年12月末時点で**15件の協定締結**
(令和6年3月15日時点では16件)
 - 計435件の建築物の木造化・木質化(計約15,300m³の木材使用、計約10,000t-CO₂の炭素を貯蔵※)
 - 木造に係る人材育成
 - 事業者等への情報発信 等

③地方公共団体及び事業者等の協定実績

- ・ 令和5年12月末時点で**108件の協定締結**
(令和6年3月15日時点では109件)
 - 計2,730件の建築物の木造化・木質化(計約50,600m³の木材使用、計約31,200t-CO₂の炭素を貯蔵※)
 - 木造に係る人材育成、
 - 事業者等への情報発信 等
- ※一部は、林野庁において推計。

【国との協定に基づく団体・企業による取組事例】

大林グループ × 農林水産省、経済産業省、環境省
「中高層木造・木質化建築等の促進を通じた、森林共生都市の実現及び循環型森林利用の推進に資する、建築物木材利用促進協定」

- ・ 大林グループの单身寮及び工場等において、木造化を進めるとともに、民間厚生施設の木造建築も手がけ、協定締結(令和5年2月)後の建築物への木材利用量の総数は1,714m³、うち国産材は1,184m³使用するなど、構想内容の達成に向けた取組を推進。



木造の单身寮の様子

株式会社良品計画、株式会社 MUJI HOUSE × 農林水産省
「良品計画グループによる木材利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」

- ・ 佐賀県唐津市において、良品計画では初となる木造店舗を建設中(令和6年8月以降完成予定)。
- ・ 木造でも大空間・大開口の実現が可能な工法を採用し、内装材には主に国産材を、外壁には佐賀県産材を現しで利用する計画であり、非住宅分野の建築物における木材利用のモデルになると期待。



唐津店の完成予定パース

I-1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組②

(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用 (続き)

【地方公共団体との協定に基づく団体・企業による取組事例】

株式会社ひろぎんホールディングス × 広島県
「建築物の木材の利用促進に関する協定」

- ・広島県産材を含む木材145m³を活用した木造の新店舗を整備。
- ・令和5年7月には、県内の建築士と業界関係者、学生向けに、新店舗の現地構造見学会を開催するとともに、同10月には、同社のカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組について講演を実施。



新店舗の様子



株式会社埼玉りそな銀行 × 埼玉県
「埼玉県産木材に関する建築物木材利用促進協定」

- ・令和5年9月に埼玉りそな銀行が運営する地域特化型サイトにて西川材の特集記事配信。
- ・同10月～11月に、本社および4支店にて西川材製品及び西川材PRポスターの展示や、県産木材を一定割合以上使用した住宅に対し金利優遇等の特典が受けられる住宅ローン商品のポスターを掲示。



県庁支店での木製品の展示の様子

住宅ローン商品のポスターの掲示



津山信用金庫、院庄林業株式会社 × 津山市 (岡山県)
「美作ひのき等利用促進に関する協定」

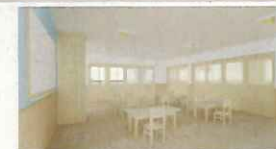
- ・津山信用金庫の支店の建設にあたって、院庄林業(株)が設計支援や木材調達、木工事などを担当し、令和5年9月に着工、12月に上棟し、令和6年に完成予定(使用木材はすべて美作ひのきで107m³)。
- ・今後の木造建築物の建設スケジュール等を両者で共有し、設計支援と資材の利用時期に応じた安定的な供給体制を構築。



建設中の様子

栃木県木材業協同組合連合会 × 那須烏山市 (栃木県)
「那須烏山市内の公共建築物等における木材利用促進協定」

- ・市の認定こども園の建築(※)にあたって、地域で供給可能な木材の品質、寸法等の情報を提供。必要な量、規格を把握し、地域の木材供給事業者等と連絡・調整し、地域材の確保を行い、令和6年7月末に県産木材を約310m³活用する計画のこども園が完成予定。



こども園の完成予想図

※林野庁林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用

I - 1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組③

(3) 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- ・ 木材利用促進月間を中心とした普及啓発の取組（全国で279件）
- ・ 木材利用優良施設等コンクール：内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞及び文部科学大臣賞を交付
- ・ ウッドデザイン賞2023：農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞及び環境大臣賞を交付



農林水産大臣による
木材利用促進月間の
周知
(9月29日定例会見)

木材利用促進本部の関係省による重点的な普及啓発
(農林水産省、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)



木づかいシンポジウム2023

開催地：東京都中央区
開催日：令和5年10月24日
実施主体：林野庁
一般社団法人全国木材組合連合会、



第48回福島県林業祭

開催地：福島県郡山市
開催日：令和5年10月21日
実施主体：福島県林業祭実行委員会



もくもくエコランド2023

第6回森林環境学習フェア
開催地：高知県高知市
開催日：令和5年10月28日・29日
実施主体：高知県木材普及推進協会



モク活シンポジウム2023

開催地：熊本県熊本市
開催日：令和5年10月28日
実施主体：熊本県

(4) 建築物への木材利用促進のための利用環境整備

① 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- ・ CLTや木質耐火部材等の技術開発・普及、JAS構造材の利用促進等への支援
- ・ 先導的な技術を導入する木造建築物や木造化の普及に資するプロジェクト等への支援
- ・ 木造化・木質化に関する人材の育成、技術情報の集約や提供、地域での取組への技術的サポート等への支援
- ・ 炭素貯蔵量・木質化等の効果の見える化とその普及
- ・ 中大規模木造建築物の耐久性等に係る評価方法等検討
- ・ 花粉症対策としてスギ材需要の拡大に向けた措置 等

② 住宅における木材の利用の促進

- ・ 省エネ性能等に優れた木造住宅の整備への支援
- ・ 建築用木材の国産の製品等への転換に向けた支援
- ・ 木製サッシを含む省エネ建材の導入への支援 等

③ 規制の在り方の検討等

- ・ 建築基準法の改正（令和4年6月17日公布、防火規制は令和6年4月1日施行予定、構造規制は3年以内施行）

④ 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

- ・ 木材加工流通施設等の整備、川上から川下の事業者による木材需給情報等の共有
- ・ クリーンウッド法の改正（令和5年5月8日公布）等

(5) 建築物への木材利用の状況

① 建築用材等の総需要量及び国内生産量 (表1)

建築用材等について、

- ・ 総需要量は、36,083千³mで前年比390千³m減少
- ・ 国内生産量は、17,849千³mで前年比327千³m増加
- ・ 建築用材等の自給率は、49.5%で前年比1.5ポイント上昇

(表1)

総需要量(千 ³ m)			供給量のうち国内生産量(千 ³ m) (自給率)		
令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
33,516	36,473	36,083	15,810 (47.2%)	17,522 (48.0%)	17,849 (49.5%)

資料：農林水産省「木材需給表」
注：本表における木材需要・供給量は丸太換算材積である。建築用材等とは、製材用材と合板用材の計。
木材自給率の算出は次式による。自給率＝国内生産量÷総需要量×100

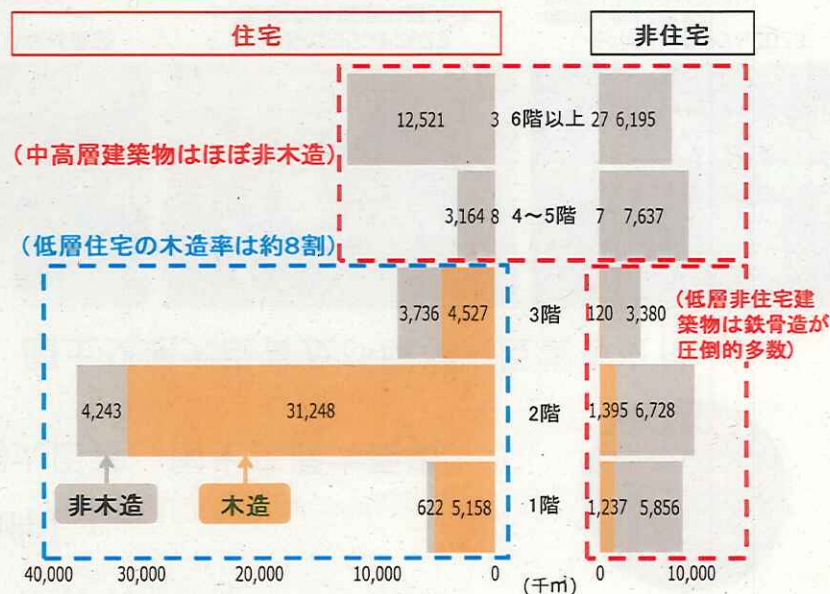
② 木造建築物の着工状況

ア 構造別・階層別・用途別の着工建築物の床面積 (図1)

着工建築物の木造率(床面積ベース)は、

- ・ 低層住宅の木造率は、82.6%
- ・ 低層非住宅建築物の木造率は、14.7%
- ・ 中高層建築物の木造率は、住宅・非住宅ともに0.1%以下

(図1)



資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」を基に林野庁作成。
注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめた。新築のみ(増築及び改築を含まない)。

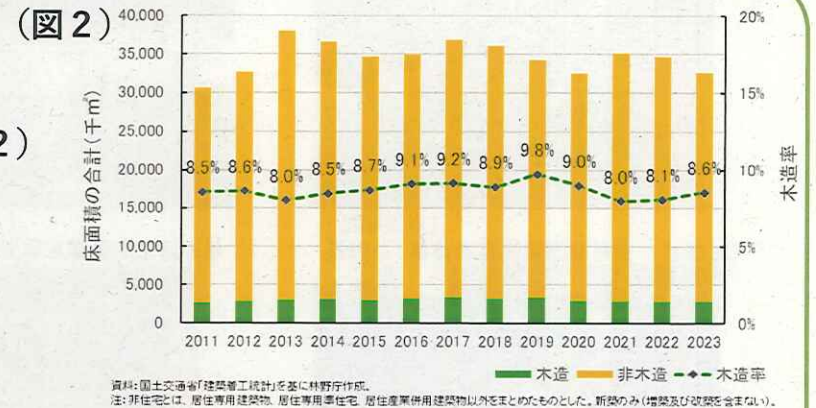
建築着工統計では、2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造として集計しているため、木造以外の構造の床面積の方が大きい場合には、木造として集計されていない。

I - 1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組⑤

(5) 建築物への木材利用の状況 (続き)

イ 着工した非住宅建築物の構造別の床面積と木造率の推移 (図2)

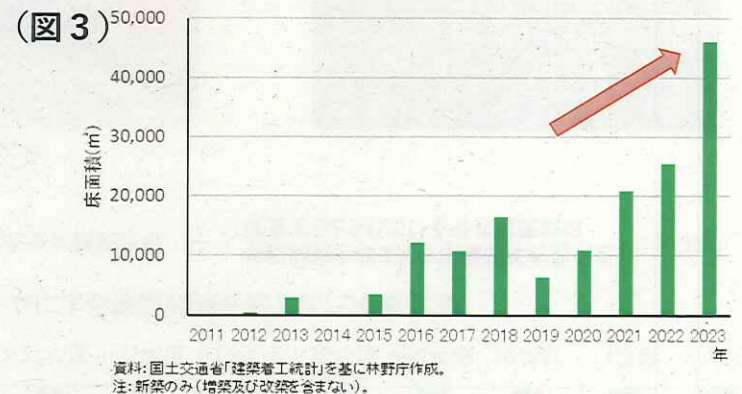
非住宅建築物の木造の床面積及び木造率(床面積ベース)は、近年、横ばい



ウ 着工した中高層木造建築物の床面積の推移 (図3)

着工した中高層木造建築物の床面積は、

- ・ 約46,000㎡で前年よりほぼ倍増
- ・ 過去10年間で見ると、概ね増加傾向で推移



③ 中高層木造建築物の事例

中高層木造建築物の主な竣工事例は次のとおり



写真提供:
株式会社ジューテック

ジューテック本社ビル
(東京都港区、令和5年2月竣工) [8階建て]



写真提供:
株式会社シュルター

銀座高木ビル
(東京都中央区、令和5年5月竣工) [12階建て]



写真提供:
野村不動産株式会社

野村不動産溜池山王ビル
(東京都港区、令和5年10月竣工) [9階建て]

I-2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

◎ 国が整備する公共建築物での木材利用推進状況※1

木造化された公共建築物	91棟 (+16棟)
内装等の木質化を行った公共建築物※2	194棟 (+17棟)
木造化・木質化で使用した木材量	5,829m ³ (+283m ³)
うち、国産材使用量	3,989m ³ (+568m ³)

※1 令和4年度実績、()書きは対前年との差
 ※2 木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計

< 木造化 >



法務省 湘南学院 職員宿舎 (石川県)



厚生労働省 国立重度知的障害者総合施設のぞみ園 (群馬県)

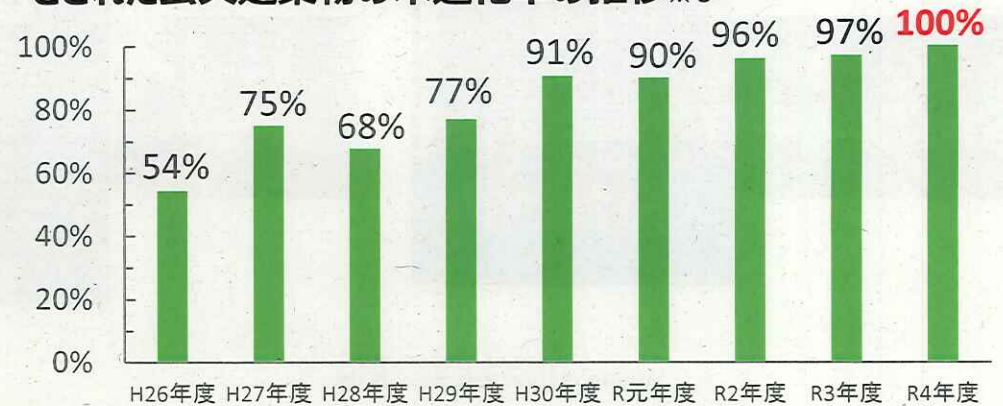


農林水産省 農林水産研修所つくば館水戸ほ場庁舎 研究本館 (茨城県)



国土交通省 道の駅若狭美浜はまびより (福井県)

◎ 国が整備する公共建築物のうち積極的に木造化を促進するとされた公共建築物の木造化率の推移※3



※3 検証チームによる検証結果を踏まえた木造化率

$$\text{木造化した公共建築物数} \div \frac{\text{検証結果を踏まえた積極的に木造化を促進するとされている公共建築物数}}{\text{検証結果を踏まえた積極的に木造化を促進するとされている公共建築物数}} \times 100$$

< 木質化 >



最高裁判所 広島地家裁福山支部庁舎 (広島県) [壁]



警察庁 青森県警察機動隊倉庫 (青森県) [室内天井]



環境省 富士山須走口インフォメーションセンター (静岡県) [内壁等]



防衛省 陸上自衛隊俱知安駐屯地体育館 (北海道) [床、壁]

I - 3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた国の取組

(1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議の開催

- ・ 24省庁等の担当者が参加し、公共建築物での木材利用の促進に向けた取組に関する情報交換等を実施

(2) 事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組

- ・ 各省各庁の営繕計画書に関する木造化の確認等

(3) 技術基準類の整備等

- ・ 中規模庁舎において、CLTパネルによる袖壁を用いた混構造の試設計の公表等

(4) 木造公共建築物の整備等に対する補助事業

- ・ 校舎、地域材利用のモデルとなる公共建築物、国立公園・国定公園内施設等の公共建築物の木造化・木質化を支援

(5) 地方公共団体に対する働きかけ等

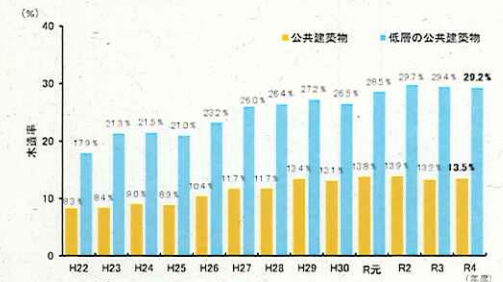
- ・ 地域材利用による公共施設等の整備における地域活性化事業債の活用を要請等

(6) 木材利用促進に関する講習会、研修等の実施

- ・ 学校関係者等を対象とした「木の学校づくり」に関する講習会開催や事例集の公表
- ・ 中大規模木造建築物の設計等に関する研修実施等

(7) 公共建築物の木造率

- ・ 低層の公共建築物の木造率(床面積ベース)は29.2%
- ・ 平成22年の法制定以降上昇傾向で推移



注1: 国土交通省「建築工事統計」を基に林野庁が試算。
注2: 国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関及び独立行政法人等が整備する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物を「公共建築物」として試算した。
注3: 試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

(1) 建築物一般での木材利用促進

- ・ 建築物木材利用促進協定制度の効果的運用
- ・ 木材利用推進の国民運動としての展開
- ・ 建築物の整備への支援や情報提供、木材利用の効果の見える化、設計及び施工に係る先進的な技術の開発・普及、加工流通体制の整備、木造建築に関する人材の育成、建築基準の更なる合理化の検討、建築分野におけるスギ材需要の拡大等の木材利用促進のための環境整備等

(2) 国が整備する公共建築物での木材利用推進

- ・ 新基本方針を踏まえた中高層建築物を含む木材利用の確実な推進
- ・ 率先したCLTや木質耐火部材等を含む木材利用、情報発信等

2 国が地方公共団体に対して講ずべき措置

- ・ 市町村方針の早期改定・策定の働きかけやアドバイス
- ・ 建築物木材利用促進協定制度の効果的な運用に資する情報提供、アドバイス
- ・ 公共建築物の木造化に向けた取組に対する技術的支援等